

控

別紙添付④

平成25年(ワ)第6239号 損害賠償請求事件

原 告 大洋リアルエステート株式会社

被 告 三菱地所株式会社外6名



第6準備書面

平成26年9月19日

大阪地方裁判所第9民事部合議1係 御中

原 告 大洋リアルエステート株式会社
代表者代表取締役 堀内正雄



上記原告訴訟代理人

弁護士 榎 本 峰 夫 代



弁護士 大 西 克 彦



弁護士 白 川 謙 三



1 被告三菱地所設計は第4準備書面において、原告が主張した、KOパネルの連結用金物の付いていない偽物を製作させ、国土交通省をだました等の主張（原告第5準備書面5頁ないし7頁）に対して、「原告の勝手な推測である。」（同準備書面3頁、以下同準備書面については頁数のみ引用する。）とか、「根拠のない憶測である。」（4頁）と主張するのみで何ら具体的反論を行わないので、以下のとおり原告の主張の補充及び証拠の追加をし、かつ、原告第5準備書面の一部主張の表現を訂正する。

そもそも、被告三菱地所設計の第4準備書面は、形式的な時系列を述べるに過ぎず、実質的な内容はなく、意味のない反論に過ぎないものであるが、その内容からでも、被告三菱地所、被告三菱地所設計及び訴外鹿島建設の行った是正と称する一連の行為は不自然であることが更に明らかとなってきており（例えば、当初はリベットの問題であったが、後に連結用金物の不存在となっている。）、また、被告三菱地所設計が設計監理者として適切に業務を行っていないことを露呈するものであるが、取り敢えず、訴外鹿島建設が本件建物の引渡しを引き延ばすために虚偽のは是正工事等を作出したものであることについて主張を行う。

2 原告は、原告第5準備書面5頁において、「真実は耐火性に何ら問題のないKOパネルであるのに、本件建物を含む7物件で耐火性に問題があるKOパネルが使用されていると国土交通省に判定をさせ（甲24の1）、本件建物だけを自主的に改善工事を施工したのは、『本件建物引渡しを引き延ばすため』である。」との主張を行ったが、「何ら問題ないKOパネル」という表現は不正確であるので、その部分を「大がかりな改善工事を行い、本件建物の引渡しを延ばすほどの問題はないKOパネルであるのに」と訂正をする。尚、国土交通省が不適合を判定したものではない主張するが（2頁）、不適合が判明したことを公表したということは、実質的には、そのように判定したということである。また、同7頁において「被告三菱地所設計は、被告三菱地所と共に、KOパネルの目地部分の小さな問題を訴外鹿島建設とその下請けの旭ビルウォールにKOパネルの偽物まで製作させ、同パネルの耐火認定を故意に不合格にして国土交通省をだましたのである。」と主張したが、この部分も不明確なので、「被告三菱地所、被告三菱地所設計及び訴外鹿島建設は協議の上、本来KOパネルの目地部分の小さな問題に過ぎないにもかかわらず、訴外鹿島建設とその下請けの旭ビルウォール株式会社が弘化産業株式会社に指示し、KOパネルの連結用金物の付いていない偽物を製作させ、国土交通省をだまし、同パネルの耐火認定の不適合の理由の一つとして発表させたのである。」と訂正する。

3 本件建物の外壁材であるKOパネルについては、上記のように、訴外鹿島建設が、被告三菱地所及び被告三菱地所設計と共に謀して、連結用金物の付いていない偽物を製作させ、国土交通省に虚偽の報告を行い、平成22年4月7日国土交通省から、本件建物の「外壁パネル不適合」と発表させたものであるが（甲24の1）、以下のとおり、虚偽の報告を行ったことについての証拠を追加し、その主張を補充する。

4 上記『KOウォール』を用いた外壁の耐火構造の仕様との不適合について」と題する国土交通省の発表（甲24の1）において、「既存認定仕様との相違点」として、「下記に示す既存の耐火構造の外壁（原告注、本件において施工された外壁）に認定仕様と比べて、目地部カバー材が存在しない、目地の幅が認定使用よりも広い、外装材の連結用金物が存在しない」とし、本件建物において施工されたKOパネルが不適合であることが判明したとして公表した。しかし、本件KOパネルには連結用金物は存在しており、そのため、あえて連結用金物が存在しない偽物のKOパネルを製作させて、国土交通省を騙したものである。

すなわち、平成21年5月28日、KOパネル製造業者である岐阜折版工業株式会社の協力会社である弘化産業株式会社において、本件KOパネルの製品検査が、被告三菱地所、被告三菱地所設計、訴外鹿島建設、本件パネルの取付工事を行った訴外鹿島建設の下請業者である旭ビルウォール他の立会いの下で行われたが、その時の議事録（甲55）の番号3「ご講評・質疑応答」欄に、「緊結板固定リベットの止水」と記載されているように、緊結板（連結用金物）が取り付けられていることを前提に、「緊結板固定リベットの止水」の問題が取り上げられていることからして、連結用金物が取り付けられていたことは紛れもない事実であり、かつ、その場には、訴外鹿島建設を含む被告三菱地所及び被告三菱地所設計も立ち合い、認識していたことである。

また、訴外鹿島建設が平成22年1月12日作成し、被告三菱地所設計を介し、同年1月21日に被告三菱地所から原告に送付された本件KOパネルに関する報

告書に添付された図面（甲 5 6　乙 E 第 6 号証の 2 枚目と同じもの）にも本件建物の形状として連結用金物の記載がなされているのである。

また、平成 22 年 5 月 17 日の大坂ヒルトンホテルにおける、原告、被告三菱地所及び被告三菱地所設計の会議の際、被告らから原告が渡された改善内容についての図面（甲 5 7）においても、現況の KO パネルに連結用金物が存在することは示されており（同図面上部左側【KO パネル現況詳細】）、これらのことから前記国土交通省の発表の内容が虚偽であることは明らかである。

また、被告三菱地所設計は、平成 22 年 6 月 28 日付「御堂筋フロントタワー新築工事に関する外装 KO パネル改善工事完了報告」（甲 5 0）において、「この度、施工計画書の通り全ての作業工程を終え、それが建築基準法上適法に施行されていることを工事監督者として確認いたしました」と記載しているが、「施工計画書」（甲 4 8）には、連結用金物の取り付けの記載はなく、また、本来連結用金物の取付工事を行うのであれば、そのために KO パネルを取り外さねばならないが、そのような工事は実際にも行われていないのである（工事の記録写真が皆無である。）。

なお、本件 KO パネル製造業者である岐阜折版工業株式会社は、訴外鹿島建設から連結用金物が取り付けられていない KO パネル（偽物の KO パネル）の製作を依頼されたが、同社が拒否をしたため、鹿島建設らは別の業者（弘化産業株式会社）に製作させている（甲 5 8）。

国土交通省が自ら故意に虚偽の発表をすることはあり得ないから訴外鹿島建設を中心に、被告三菱地所及び被告三菱地所設計が協議のうえ、訴外鹿島建設に本件建物の引渡しを引き延ばさせるために、以下で述べる目地部カバー材の不存在だけでは簡単な仕様変更で対応できるため、そのような虚偽の発表を国土交通省にさせたのである。

そして、被告三菱地所設計自身も、前述したように本件 KO パネルの製品検査に立会い、訴外鹿島建設から上記各図面等も受け取っているのであるから、連結

用金物が存在することや、無機纖維フェルト（マキベイ）等の工事を行う必要のないこと、また、連結用金物の取付工事など行われていないことを十分認識していたことである。

5 更に、前記国土交通省の発表において「目地部カバー材が存在しない」と指摘され、その改修工事として、甲第57号証図面上部右側【KOパネル改修詳細】に記載されたような、「たて目地部被覆材セラミックファーブランケット」を施工し、さらに、下地被覆材及び全面被覆材として無機纖維フェルト（マキベイ）を施工することとなっているが、本来なら目地部分の簡易な仕様変更で足りるものであり、そのような過大な工事を改修と称して行う必要はなかった。このような過大な方法をとるのは建築の常識から考えられないことである。既に述べたように、訴外鹿島建設が、本件建物と全く同じ仕様で、同じ材料を使用して行った「ワールド北青山」のKOパネルについては、現にそのような改修工事は、国土交通省発表後既に4年半経過しているが全く行われていない。これは必ずしも行う必要がないから国土交通省もそれを認めているのである。また、これも既に述べたように、改修工事が行われた新千歳空港連絡橋においては（設計監理日建設計、施工業者東急建設）、簡易な仕様変更で行われているのである。

尚、被告三菱地所設計は、「ワールド北青山」以外の物件も是正工事が実施されてと記載されていると主張するが（3頁）、実際に是正工事が実施されたのか、また、どのような工事が実施されたのかは知らないが、本件建物と「ワールド北青山」が要求耐火時間1時間であり、その他は30分であって、その他とは全く仕様は異なっているのである。仕様が同じなのは、本件建物と「ワールド北青山」だけであり、両物件の要求耐火性はより強度のものとされているである（甲59添付資料3枚目右上端、尚、同記載箇所にも現状として連結用金物が取り付けられていることが記載されている。）。

6 また、「目地の幅が認定使用よりも広い」ということ、すなわち、認定仕様が10mmであったが現況20mmとなっていることも（甲57）不適合の理由とさ

れているが、その後の認定書（甲47）2頁「外装材」の欄の最終行においては、「横目時25mm以下、たて目地幅21.5mm以下」とされており、現況の20mmでもクリアされていることであり、20mmで変更を受けることで容易に解決することであり、問題化することではなかったのである。

7 訴外鹿島建設と被告三菱地所及び被告三菱地所設計が協議のうえ、このように連結用金物が存在しないと偽ったり、本来必要のない工事及び少なくとも簡単に行える程度のものを、大げさな改造工事を行う必要があるかのように偽って、国土交通省をだまして発表を出させ（甲24の1）、改修する必要があると発表し（甲24の2）、また、適合させるための認定書（甲47）を出させ、そのための改修工事を行うと称して、本来であれば、平成22年1月15日には本件建物をTMKに引渡すべきであったにもかかわらず、鹿島建設に期限における引渡しを拒否させるとともに、鹿島建設に現在も占有を継続させているものである。

以上

控



平成25年(ワ)第6239号 損害賠償請求事件

原 告 大洋リアルエステート株式会社

被 告 三菱地所株式会社 外6名

証拠説明書 7

平成26年9月19日

大阪地方裁判所第9民事部合議1係 御中

原 告 大洋リアルエステート株式会社
代表者代表取締役 堀 内 正 雄

原告訴訟代理人弁護士 榎 本 峰 夫

同

大 西 克 彦

同

白 川 謙 三

記

甲号証	標 目	原 本・写 し	作成日	作成者	立 証 趣 旨
55	議事録	写し	H21.5.28	被告三菱地所、 被告三菱地所 設計、鹿島建設 ㈱、旭ビルウォ ール㈱、岐阜折 版工業㈱、弘化 産業㈱	被告ら立会いの下、本件建物の外壁 に施行されたKOパネルに連結用 金物が取り付けられていることを 確認しており、現実に取り付けられ ている事実。

5 6	「御堂筋フロントタワーにおける耐火認定との相違点」と題する書面	写し	H22. 1. 12	鹿島建設㈱	平成 22 年（2010 年）1 月に鹿島建設㈱が作成した本件建物の形状と大臣認定取得形状の比較がなされている図面であり、本件建物の形状において連結用金物の記載があることから、本件KOパネルには連結用金物が存在すること。
5 7	図面	写し	H22. 4 月頃	被告三菱地所設計又は鹿島建設㈱	被告三菱地所設計又は鹿島建設㈱作成の図面であり、現況として連結用金物が記載されており、本件KOパネルには連結用金物が存在すること
5 8	「KOパネルの製造に関して」と題する書面	写し	H22. 12. 1 3.	弘化産業㈱	弘化産業㈱が本件KOパネルと異なるパネルを製造したことの報告であり、連結用金物の取り付けられていない偽のKOパネルを作成したこと
5 9	メール文書と添付文書	写し	H22. 3. 30	鹿島建設㈱	鹿島建設㈱から岐阜折版工業に送付されて文書であり、ワールド北青山と本件建物が同じ仕様であること及び連結用金物が取り付けられていること

以上